

ジャパンマイコンカーラリー2024全国大会 運営規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人全国工業高等学校長協会（以下、本協会）並びに北信越地区工業高等学校長協会が主催し、ジャパンマイコンカーラリー実行委員会(以下、実行委員会という)が主管する大会の運営を円滑に行うことを目的とする。

(組織)

- 第2条 本大会の運営組織は、実行委員会役員、運営委員、本協会をもって構成する。
- 2 実行委員長は、大会運営に関する業務を総括し、一切の権限を有する。
 - 3 実行委員は、大会運営に関する業務を行い、競技上の責任を有する。
 - 4 本協会は、大会参加募集・受付、開催日の調整および会場設営等の大会運営に関する庶務的業務を行う。
 - 5 運営委員は、大会運営に関する業務を行い、競技上の責任は有しない。
 - 6 審判長・審判員は、実行委員長が任命・委嘱する。
 - 7 審判長は、審判員を代表し、審判員による審判団を形成する。
 - 8 審判団は、競技ごとに主審・副審・コース横審判・誘導審判・レース前検査員を定め、競技規則に基づき競技の審判・進行の業務を行う。

(大会開催)

- 第3条 全国大会の開催は原則として年1回とし、開催日および開催場所は実行委員会が定める。
- 2 開催する部門は、「Advanced Class」と「Basic Class」及び「Camera Class」の3部門に分けて行う。
 - 3 地区大会は必要に応じて開催することができる。
 - 4 地区大会の開催については、地区主管校と協議のうえ実行委員会が定め、その運営は地区大会運営団体に委嘱する。

(競技方法)

第4条 競技規則に定める規定のコース上を、接地しながら走行するものとし、詳細は各部門の競技規則で定める。

(参加マシン)

- 第5条 参加できるマシン（マイコンカー）は、競技規則に基づき、参加者自身が回路や車体を製作、プログラムを作成したマイコン組み込みカーとする。
- 2 参加者はマシンに10文字以内（JIS第1, 2水準）のカーネームを付け、参加申込時に登録を行うこと。ただし、登録は一名につき1台のみとし、複数台の登録はできない。

(参加資格)

- 第6条 Advanced Classの参加資格は、次のとおりとする。
- 原則として本協会会員校、または特別支援学校の高等部に在籍し、各地区大会において代表権を獲得した者。ただし、1校2名以内とし、1校1名もしくは2名とするかは、各地区で決定する。
- 2 Basic Classの参加資格は、次のとおりとする。
- 原則として本協会会員校、または特別支援学校の高等部に在籍し、各地区大会において

代表権を獲得した者。ただし、1校1名とする。

3 Camera Class の参加資格は、次のとおりとする。

原則として本協会会員校、または特別支援学校の高等部に在籍し、各地区大会において代表権を獲得した者。ただし、1校1名とする。

4 各部門における最大登録台数および地区代表台数については、実行委員会が定める。

※ 本協会会員校以外の高校生の参加については開催要項に記載されている参加費を納入した者は、特別に参加できる。

※ 学校間の統合において、統合前の各校舎で教育活動を継続しつつ複数年で段階的に統合を進める場合には、移行期間の間それぞれの学校を1校として扱うことができる。

(表彰)

第7条 Advanced Class の表彰は次の賞とする。

(1) 優勝 賞状 盾またはそれに準ずる物

(2) 準優勝 賞状 盾またはそれに準ずる物

(3) 第3位 賞状 盾またはそれに準ずる物

(4) 第4～8位 賞状

2 Basic Class の表彰は次の賞とする。

(1) 優勝 賞状 盾またはそれに準ずる物

(2) 準優勝 賞状 盾またはそれに準ずる物

(3) 第3位 賞状 盾またはそれに準ずる物

(4) 第4～8位 賞状

3 Camera Class の表彰は次の賞とする。

(1) 優勝 賞状 盾またはそれに準ずる物

(2) 準優勝 賞状 盾またはそれに準ずる物

(3) 第3位 賞状 盾またはそれに準ずる物

(4) 第4位 賞状

4 地区別成績の最優秀地区には団体優勝旗を授与する。

5 大会ポスターとして採用されたデザインの作者を表彰する。

6 実行委員会は状況に応じて、表彰者を増やすことができる。

7 実行委員会は状況に応じて、審査委員特別賞を大会出場者の中から制定することができる。

(特別審査委員)

第8条 特別審査委員は、実行委員会が選考し実行委員長が委嘱する。

2 特別審査委員は、第7条5で制定された賞の審査を行う。

(補則)

第9条 大会の規模・内容等に特別の事情がある場合は、本大会運営規則の精神を損なわない限り、実行委員長の判断により、本規則によらないことができる。

(改訂)

第10条 本規則の改定は、実行委員会の決議による。

附則 本規則は、令和5年10月13日から施行する。